

### 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役（以下「社外役員」という）の独立性基準を以下のとおり定め、当該社外役員または社外役員候補者が、次の各項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員または社外役員候補者は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- (1) 現在、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。社外の監査等委員は含まれない）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- (2) 当社グループの主要な取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、現在または、過去3年間のいずれかの事業年度に於ける販売額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える取引先グループの業務執行者に該当する者
- (3) 当社グループを主要な取引先とする取引先グループであって、現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於ける当該グループの販売額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える取引先グループの業務執行者に該当する者
- (4) 現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於いて、当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益）を得ているコンサルタント、税務・会計・法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- (5) 当社グループの主要株主（議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- (6) 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- (7) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- (8) 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (9) 当社グループから一定額を超える寄附又は助成（現在または過去3年間のいずれかの事業年度に於いて、年間1,000万円又はその者の総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成）を受けている者、当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者
- (10) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- (11) 上記(1)から(10)に該当する者であって、重要な地位にある者（各会社・取引先の取締役・監査役及び執行役員等の重要な使用人、各監査法人・各法律事務所に所属する公認会計士・弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者）の二親等内の親族

以上